



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 62, 2025 年 8 月～9 月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社の公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2025 年 8 月～9 月）

内容

A: バミューダ BMA、AI に対する監督上のアプローチ（案）を公表（7 月 30 日）	3
B: 英 FCA、不正な自動車ローンにかかる補償スキームの考え方を公表（8 月 3 日）	4
C: 馬 BNM、AI の規制・監督にかかるディスカッション・ペーパーを公表（8 月 5 日）	5
D: EIOPA、AI の利用にかかる監督上の期待を表明（8 月 6 日）	7
E: 印 IRDAI、第 2 回 QIS の実施を開始（8 月 14 日）	9
F: 英 FCA、生命保険会社による年金移管のプロセスの適切性を調査（8 月 15 日）	9
G: 豪 ASIC、生命保険の直販にかかるレビューの結果を公表（8 月 19 日）	10
H: 豪 APRA、2025 年の監督上の優先課題を公表（8 月 21 日）	12
I: 米 NAIC、資産集約型再保険の資産十分性分析にかかるガイドラインを採択（8 月 21 日）	13
J: 馬 BNM、アジャスターにかかる監督基準を公表（8 月 29 日）	15

A: バミューダ BMA、AI に対する監督上のアプローチ（案）を公表（7 月 30 日）

- バミューダ金融管理局（BMA）は、9月30日を期限として、「バミューダの金融サービス・セクターにおけるAIの責任ある利用」と題するディスカッション・ペーパー（DP）を市中協議に付した。
- 同DPは、AIシステムを、「人による多様な水準の監視の下、データを分析し、類型から学習し、かつ、意思決定もしくは提言を行うことができる技術的なソリューションである」と定義している。同DPで示されている規制上のアプローチの主な内容は以下のとおり。

ガバナンスと監視	- 金融機関によるAIリスクの管理のためには、包括的なAIのガバナンスの枠組みが重要となる。強固なガバナンスは、十分なAIリテラシーに裏付けられた、取締役会および経営レベルにおける明確な説明責任を必要とする。 3線モデルは、金融機関におけるAIガバナンスの枠組みを提供するものとなる。
アウトカム・フォーカスのアプローチと取締役会の最終責任	アウトカム・フォーカスのアプローチは、金融機関が自身のビジネス・モデルに即したAIシステムを開発するための柔軟性を提供するものとなる。取締役会がAIのアウトカムに最終的な責任を有することが、そのアプローチを採用するための大原則となる。
リスクベースのAIプログラム	金融機関は、NIST（米国国立標準技術研究所）の「Map-Measure-Manage」の枠組みのような、責任あるAIの利用のための方針、プログラムおよび手順を整備すべきである。
リスク評価の枠組み	金融機関は、①影響度の重要性（severity）、②自律性と人による監視、③複雑性と説明可能性、④データの重要性（sensitivity）、⑤実装の周辺環境（context）と規模、の5つの観点を網羅した、AIシステムを評価するための包括的なリスク評価の枠組みを設けるべきである。
モデルの選定	AIモデルは、意図するユース・ケースへの適切性の観点から選定されるべきである。金融機関は、その意思決定の正当性を説明できなければならない。モデルの開発のプロセスには、頑健性、安定性、シナリオの信頼性の適切なテストを含むべきである。
人による監視と介入	金融機関は、特に、高リスクのAIアプリケーションについて、人による適切な介入のための明確なガイドラインを設けるべきである。また、金融機関は、AIのアウトプットを人がレビューすべき閾値やシナリオを明確に定義すべきである。
説明可能性と公正性	顧客に影響を与える決定を行うAIシステムは、信頼を構築し、また、関係する顧客保護の要件を満たすため、説明可能性を維持すべきである。
サードパーティ・リスクの管理	サードパーティAIについて、金融機関は、そのシステムの重要性和リスク・プロファイルに応じたデュー・ディリジェンスを実施すべきである。
生成AI	生成AIのリスクに対応するため、金融機関は、①すべての重要な意思決定ポイントやインプット・アウトプットに対する人による監視、②有害さ（toxicity）やバイアスを検知する仕組み、③RAGなどの基礎的な技術、④高度なデータ・セキュリティ、⑤広範なバリデーション・テストなどの統制を設けるべきである。

AI関連のリスクに対する付保	金融機関は、伝統的なサイバー保険や専門職業人賠償責任保険の対象となっていないかもしれないAI固有のエクスポージャーに対応するために設計された保険商品の評価すべきである。また、金融機関は、AIシステムとバミューダの金融サービスのエコシステムの独特なリスク・プロファイルの双方を理解している保険のパートナーと密に連携すべきである。
----------------	---

インプリケーション：本DPにおいて注目すべきポイントの一つは、AI関連のリスクに対する付保について監督上の期待が示されている点であると言える。AIの利用によって生じるリスクに対して保険（会社）が社会・経済における一機能としてどのように貢献できるのか、今後議論が進展することが期待される。

（参考）BMA Discussion Paper - The Responsible Use of Artificial Intelligence in Bermuda's Financial Services Sector'

B: 英 FCA、不正な自動車ローンにかかる補償スキームの考え方を公表（8 月 3 日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、不正な自動車ローン（motor finance）によって損害を被った顧客を救済するための補償スキームについて、その考え方を公表した。その主な内容は以下のとおり。

背景	- FCAは2024年1月、自動車ローンにおける裁量的な手数料の取決め（discretionary commission arrangements：DCA）の利用について調査を開始した。2021年1月より以前には、いくつかのローン提供会社（銀行）は、ブローカーが自動車ローンを顧客に提供する際の金利を調整することを許容しており、金利が高いほどブローカーはより多くの手数料を受け取ることができた。これがDCAとして知られているスキームである。 - FCAは2021年にこの実務を禁止したものの、顧客からは、手数料について正しく説明を受けたのかという苦情が相次いでいる状況であった。 - FCAは2024年10月、DCAが存在していないことを含め、自動車ローンにかかる関連する苦情の分析を始めた。このことが、今般の英国最高裁判所の判決につながった。 - 同裁判所は、2025年8月1日、多くのケースにおいて、手数料の支払いは合法とみなし得るものの、自動車ローン提供会社が自動車ディーラーに対して支払った手数料の金額の規模やその開示のあり方などを理由として、自動車ローン提供会社の行動は公正ではなく、すなわち、違法であった、との判決を下した。
救済スキームの原則	FCAは2025年6月、救済スキームについて、①包括的であること、②公正であること、③確実性があること、④簡潔でコスト効率的であること、⑤タイムリーであること、⑥透明であること、⑦市場の清廉性と一貫したものであること、という原則を定めた。これらの原則間の関係については、今後の市中協議の中で検討する。
スキームのスコープと設計	- 今般の訴訟では、「消費者に対する不公正さは、手数料の取決めのいくつかの特徴を開示しなかったことから生じているものの、そうした特徴それ自体が不公正であるという訳ではない。また、開示を十分に行わなかったことが必ずしもその関係を不公正にしている訳でもない。」という考え方が示された。 - こうしたことから、今後予定されている市中協議に向けて、貸し手と借り手の関係が不公正であったか否かを判断する際、広範にわたる要素がどのように評価されるべきであるかを検討する

	必要がある。その中で、開示の不十分さの性質、手数料の金額の規模、ビジネス的な関係、顧客のリテラシーといった要素をどのように取り扱うべきであるかも検討する。 また、スコープに関して、手数料に関するその他の要素を開示しないことが関係を不公正にし得ることから、DCAのみならず、非DCAも救済の対象とすべきか否かを検討する。
補償金額の計算	補償金額は、消費者が被った損害の程度、および、消費者が引き続き購買可能な自動車ローンにアクセスできることを確保することの必要性を勘案して計算することとなる。代案として、手数料の金額をベースとするアプローチも検討する。
時間軸	FCAは、救済は2007年まで遡って行われるべきであると考えている。
手数料の閾値	今回の訴訟において、最高裁は、手数料の水準が総与信コストの55%と高く、また、それが開示されなかったことは不公正な関係であることを強く示すものであり、また、開示の規則に抵触するものであると判断した。今後、救済スキームを検討するに際し、手数料の金額の規模を検討する必要がある。
救済の規模	- FCAは、現時点において、損害を被った顧客は、一契約につき最大で950ポンドを受け取ることとなると推測している。最終的な補償の総額は、スキームの設計によって決まるため、現時点では見積もることが困難ではあるものの、（一部のシナリオでは180億ポンドとの試算もあったが）90億ポンドを大きく下回る規模になるものと想定される。 - 市中協議は、10月初旬に開始され、補償スキームが設立されることとなれば、初回の支払いは2026年に行われることとなる見込みである。

インプリケーション：日本の保険業界においても保険会社と保険代理店との間の健全なビジネス関係の構築が大きな課題として認識されているところ、英国における本事案は、例えば、ローン提供会社と自動車ディーラーとの関係のあり方、手数料の開示のあり方など、日本における議論にいくつかの示唆を与え得るものであると考えられる。また、英国の本事案では、自動車ディーラーは自動車ローンの借り手に対して忠実義務（fiduciary duty）を負わないと判断された様であるものの、日本における保険代理店と保険契約者との間の関係はそれとは異なるものであると考えられることなどから、日本における上述のビジネス関係の検討においては、保険会社のみならず、保険代理店の役割と責任のあり方が厳しく問われるべきであると考えられる。

（参考）FCA ‘FCA to consult on a compensation scheme for motor finance customers’

C: 馬 BNM、AI の規制・監督にかかるディスカッション・ペーパーを公表（8月5日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、10月17日を期限として、「マレーシアの金融セクターにおけるAI」と題するディスカッション・ペーパー（DP）を市中協議に付した。同DPの主な内容は以下のとおり。

AIに対する BNMの基本的 な考え方	- 本DPにおいて、AIは、「大量のデータの処理や分析、伝統的に人間の知能を必要としていたタスクの遂行（コンテンツの作成や意思決定プロセスに資する予測の実施を含む。）を行うことができる先進的なコンピュータ・システムの利用」と定義される。 - AIについて、BNMは、より良い顧客利便を提供し、また、BNMの広範な政策目標を推進する形で、金融セクターにおけるAIの責任ある採用と利用を促進し、慫慂することを目指している。
---------------------------	--

マレーシアの金融セクターにおけるAIの利用の状況	2024年は、金融セクターにおけるAIの探索（exploration）という意味で、マレーシアの多くの金融サービス提供者（FSPs）にとって極めて重要な年であったと言える。AIのパイロットや探索的な適用は、前年比で約8倍となり、また、AIの実装は30%の増加となった。 - 現在開発中もしくは今後数年内に実装される予定のAIアプリケーションは、人の意思決定を代替するというよりもそれを補強するものとして設計されている。 - AIアプリケーションの実装の事例としては、顧客分析およびマーケティングや内部のオペレーションの改善を目的とするものが最も多く、次いで、テクノロジーおよびサイバー・リスクへの対応、不正およびAMLへの対応、顧客サービスやエンゲージメントにかかるものが挙げられる。 - 今後も、不正検知や顧客分析などの領域でのAIアプリケーションの開発が続くことが想定される一方、プライシングやスコアリング、保険の引受などの領域では、AIアプリケーションの開発のスピードは相対的に遅い。なお、BNMは、現状では、より自律的なエージェントAIの利用の傾向は認識していない。
BNMの規制・監督のアプローチ（案）	- 規制上のアプローチ - BNMの金融セクターにおけるAI関連の活動の監督に対する基本的なアプローチは、同等性（parity）、プロポーションナリティ、中立性を原則とする。このことは、同種のリスクを伴う活動は同等に規制され、規制・監督の強度は技術等における差異ではなく、リスクの重要性や発生頻度に応じて決定されることを意味する。 - FSPsは、現時点においても、技術中立的でアウトカム・フォーカスの規制上の要件に従っており、その意味で、現行の規制上の枠組みは、AIのリスクに対応する上でも概ね適切なものであると言える。 - FSPsには、現行および新たな規制を遵守するとともに、データを倫理的に利用することが期待される。後者には、データ・ソースの透明性を確保すること、情報提供に基づく同意（informed consent）を得ること、健全なデータ管理の実務を遂行すること、などが含まれる。 - BNMは、マレーシアの金融セクターに適用可能な責任あるAI原則のさらなる浸透に向けて、業界全体でのコラボレーションが進展することを期待している。 - 開発のアプローチ - BNMは、責任あるイノベーションの推進のための主要なステップは、①顧客に利益をもたらし、②FSPsにとってのビジネス上の成果を高め、③金融安定、成長および包摂のための規制の目的と整合している、という3つの側面にわたって価値をもたらすAIアプリケーション、すなわち、「三方よし（win-win-win）」となるユース・ケース（例えば、AIによる不正検知やAML対応、AIを用いた個人の金融資産・取引の管理等。）を優先することであると考えている。 - BNMは、現行の規制上の枠組みがすべてのAIのユース・ケースに完全に対応できない可能性があることを認識している。それに関して、規制上の柔軟性を提供するという点において、BNMの規制上のサンドボックスが重要な役割を果たす。

	- BNMは、以下のような領域における業界全体のコラボレーションが、より実効的かつ責任あるAIの利用を支え得ると考えている。 ◇ AIのリスク管理とガバナンスのための業界ガイドラインと好事例の作成 ◇ AIの実装とリスク管理にかかるナレッジ・シェアリングの促進 ◇ 金融セクターにおけるタレントのパイプラインとAIの専門性の強化 ◇ 金融サービスにおけるAIに対する消費者の認識と理解の向上
--	---

インプリケーション：本DPは、マレーシアの金融セクターにおけるAIシステムの開発および実装の状況、ならびに、監督当局のハイレベルな期待を示した、有意義な内容のペーパーである。保険セクターの目線では、（他の国・地域の状況との比較感のイメージを持つことができるという点で）同国では保険の引受の領域におけるAIアプリケーションの開発のスピードは相対的に遅いという点に言及することが有意であると考えられる。

（参考）BNM ‘Discussion Paper on Artificial Intelligence in the Malaysian Financial Sector’

D: EIOPA、AI の利用にかかる監督上の期待を表明（8 月 6 日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「AIガバナンスとリスク管理に関する意見」と題する文書を公表した。同文書の主な内容は以下のとおり。

目的等	• 欧州のAI法は、生命保険や健康保険の文脈において、自然人に関連するリスクの評価や保険料の設定のためにAIを利用することは「高リスク」としている。高リスクのAIシステムの提供者や実装者（deployer）は、同法に規定する広範なガバナンスとリスク管理の要件を遵守する必要がある。その他のAIシステム（禁止されるAIの利用や高リスクと考えられるものを除くもの。）は、現行の各セクターの規制に基づき運用されるものの、透明性の要件の高度化やAIリテラシーの促進、自主的な行動規範の策定などが期待されている。 • 本意見書の目的は、保険関連のAIシステム（禁止されるAIの利用や高リスクのAIシステムを除く。）について、保険セクターの法規制において予見される主要な原則や要件を明確にすること。本意見書は、原則ベースのアプローチに従うものであり、欧州のAI法やAIにかかる国際的なイニシアチブにおける基本的な原則や要件と整合するものである。
リスクベースの アプローチ	• 保険会社は、第一に、利用している各AIシステムのリスクを評価すべきである。また、保険会社は、各AIシステムの特性やリスクに見合ったガバナンスとリスク管理の施策を設けるべきである。AIシステムのリスクの評価は、個々のAIシステムが顧客や保険会社自身に与える潜在的な影響の程度に応じた方法で実施すべきである。 • AIシステムがもたらすリスクの影響度の評価は、大規模なデータの処理、データの機密性、影響を受ける顧客の数、AIシステムが自律的に行動する程度、AIシステムが顧客に対応するアプリケーションで利用されている程度等の閾値を考慮に入れて行うべきである。それらの閾値の設定においては、保険の引受に必要なデータ（顧客の年齢等）や金融包摂に関連するビジネス・ラインで利用されているAIシステムの程度など、保険に固有のものも検討する必要がある。 • 保険会社は、事業の継続に影響を及ぼし得る重要な活動においてAIシステムが利用されてい

	る程度、AIシステムが財政状態に与える影響の程度、AIシステムの利用によって生じ得る風評リスク、など、健全性の観点も評価すべきである。 保険会社は、上記の影響度の評価の結果を踏まえ、AIシステムの責任ある利用を確保するための施策を設けるべきである。このことは、ガバナンスやリスク管理にかかる施策が、個々のAIシステムの利用に適合したものに調整され得ることを意味する。
リスク管理の 態勢	- 保険会社は、公正性と倫理、データ・ガバナンス、文書化と記録管理（record keeping）、透明性と説明可能性、人による監視（human oversight）、ならびに、正確性、頑健性およびサイバーセキュリティなどの領域を勘案し、リスクベースのガバナンスとリスク管理の態勢を構築すべきである。 - 保険会社は、AIシステムのライフサイクル全般を通して、その利用にかかるアプローチを定義し、文書化すべきである。 - 保険会社は、サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSPs）から、AIシステムの訓練やテストに用いるデータやAIシステムの限界などの必要な情報と保証（assurances）を入手すべきである。TPSPの知的財産権を理由として必要なガバナンスおよびリスク管理上の措置を講じることが難しい場合、保険会社は、補完的な方法によってそのリスクを軽減すべきである。
公正性と倫理	- 保険会社は、AIシステムのライフサイクル全般を通して、また、バリュー・チェーン全体にわたって、AIシステムの利用に対する顧客本位のアプローチを採択すべきである。これには、企業文化の醸成や方針や手順の文書化を含む。 - 保険会社は、健全なデータ・ガバナンスの方針を採択すべきである。AIシステムのアウトプットは、有意に説明可能であるべきであり、また、それらのアウトプットは定期的にモニターされるべきである。さらに、顧客が利用可能な適切な救済のメカニズム（苦情の申立ての手順の明確化等）が整備されるべきである。
データ・ガバナ ンス	AIシステムの訓練とテストに用いられるデータは、完全で（complete）、正確で（accurate）、適切で（appropriate）あるべきである。これらの観点でデータに何らかの制約がある場合には、その旨が適切に文書化され、対応されるべきである。特に、保険会社は、データのバイアスを除去するために合理的な取り組みを行うべきである。
文書化と記録 管理	保険会社は、訓練とテストに用いたデータ、モデル化の手法について、適切な記録を保持すべきである。
透明性と説明 可能性	保険会社は、AIシステムのアウトカムが有意に説明できることを確保すべきである。それらの説明は、監督当局や顧客など、対象となるステークホルダーのニーズに応じたものであるべきである。
人による監視	人による監視は、潜在的なバイアスの特定とその低減に資するものであるべきである。
正確性、頑健 性およびサイ バーセキュリティ	- 保険会社は、AIシステムの正確性、頑健性およびサイバーセキュリティの水準を定義すべきである。 - AIシステムは、権限を持たないサードパーティによる操作等を回避できるべきである。

インプリケーション：本意見書は、保険会社によるAIの利用について、監督当局の目線からの期待を網羅的に示したものであると見受けられる。特筆すべき点の一つは、基本的には、AIの規制・監督は「現行の各セクターの規制に基づき運用される」と整理されているものの、「透明性の要件、AIリテラシーの促進、自主的な行動規範の策定などが期待されている」と述べられている点である。詳細な監督基準を策定し、実施することは、業界のイノベーションやトランスフォーメーションを阻害する要因となり得るものの、他方で、保険契約者の保護の観点からは、一定程度、セクターに固有の監督基準を策定する余地はあるものと思料される。

（参考）EIOPA ‘Opinion on Artificial Intelligence governance and risk management’

E: 印 IRDAI、第 2 回 QIS の実施を開始（8 月 14 日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、策定を進めているリスクベースの資本規制（RBC）の枠組みについて、第2回目の定量的影響度調査（QIS）を実施する旨の通達を発出した。同通達の主な内容は以下のとおり。
 - RBCの枠組みの策定と実施は、インドの保険業界をグローバルのベスト・プラクティスと整合させるためのIRDAIの種々の取組みの中でも主要なものの一つである。
 - RBCに関し、IRDAIは2023年、第1回目のQISを実施したところ。IRDAIは、RBCの枠組みを改善するため、第1回目のQISで得られた気づきを踏まえ、第2回目のQISを実施する必要があると判断した。
 - 保険会社（すべての生命保険会社、損害保険会社、健康保険会社、再保険会社、外国再保険会社の支店等）は、2025年3月末の保険数理評価（Actuarial Valuation）用のデータを用い、別途通知される技術的ガイダンスに基づき、第2回目のQISを実施すべきである。その結果は、2025年10月15日までに提出する必要がある。

インプリケーション：RBCが導入されると、インドにおける保険会社に対する資本規制は、（保険監督者国際機構（IAIS）が策定している保険資本基準（Insurance Capital Standard：ICS）の様に）よりリスクベースなものになると言われている。現在日本においても見られている様に、保険資本規制の変更は、保険会社の行動（再保険や商品にかかる戦略を含む。）に大きな影響を与え得る。インドの保険市場の規模を勘案すると、その影響（例えば、プレイヤーにとっては、ビジネスの機会の創出なども含まれ得る。）は同国内に留まらず、グローバルな競争環境にも波及する可能性もあるものと思料される。

（参考）IRDAI ‘Risk Based Capital (RBC)- Quantitative Impact Study-2’

F: 英 FCA、生命保険会社による年金移管のプロセスの適切性を調査（8 月 15 日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、生命保険会社による年金の移管（pension transfer）のプロセスにかかる調査を実施した。同調査からの主な発見事項等は以下のとおり。

背景	• FCAは、2023年9月に公表した保険会社のCEO宛ての書簡において、保険会社のサービスの質について、以下の懸念を表明した。 - 近年、生命保険の顧客に対して不十分な（poor）サービスが提供されている事例を数多く目にする。これには、移管の遅れ（slow transfer）、保険金の支払い（claim settlement）や回答に要する時間の長期化が含まれる。また、FCAは、生命保険会社が定めている、潜在的に不十分なサービスの基準についても懸念を有している。さらに、不十分なサービスのほとんどは、レガシー・ビジネスの移行（migration）や変換（transformation）と関係するものであると認識している。
----	--

	- FCAは2024年11月、生命保険会社の死亡保険の保険金の支払い請求のプロセスの調査を行い、「多くの生命保険会社の保険金の支払い請求のプロセスにかかるサービスの基準や閾値は低い」との見解を表明した。 - その後、FCAは、年金の移管に要する時間と移管元のスキーム（ceding schemes。年金資産の移管元である年金スキーム）による顧客サービスのモニタリングの手法を調査した。今回公表された発見事項は、当該調査にかかるもの。
調査の概要等	- FCAの調査は、その規制対象である生命保険会社の商品（確定拠出型の団体型個人年金（Group Personal Pension）もしくは個人型個人年金（Individual Personal Pension）。ステークホルダー個人年金（Stakeholder Personal Pension。投資型個人年金（self-invested personal pension：SIPP）およびレガシー商品を含む。）に焦点を当て、年金の移管に要する時間を調査した。 - 調査の対象となったのは、1,200万超の個人型個人年金契約を有する18の生命保険会社であり、これは、同国の生命保険会社が保有する個人型個人年金の約80％に相当する。
主な発見事項	- 保険会社は、年金の移管において、消費者が良いサービス（good outcomes）を受けられるよう、十分な意識をもって取り組んでいる。また、移管元のスキームは、移管の要請を受けた後、適切な時間内に、移管の支払い（transfer payments）を行っている。調査対象となった保険会社の3/4以上の者は、平均20日以内に、すべての移管の要請に対応している。 - 移管元および移管先のスキームともに、移管の要請を処理するために、デジタル・プラットフォームを利用している。 - 移管を速やかに行うことは、顧客の最善の利益に資するものであるものの、追加的な確認のステップを設けることを通じて顧客にポジティブな摩擦（positive frictions）を与えることは、顧客の保護のために有用である。
結論	今回の調査では、生命保険会社は、年金の移管にかかる規則や期待を認識していることが確認できた。保険会社は、年金の移管のプロセスを管理および監視し、顧客の保護に配慮している。

インプリケーション：本調査結果は、年金の移管において生命保険会社が顧客本位の業務運営を実践していることを示すものであると捉えることができる。「ポジティブな摩擦（positive frictions）」¹を設けることが顧客の保護のために有用であると指摘している点は、顧客本位の業務運営の高度化の観点から、注目に値する。

（参考）FCA ‘Life insurers’ pension transfer process – review’

G: 豪 ASIC、生命保険の直販にかかるレビューの結果を公表（8月19日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、生命保険商品の直接販売（direct sale）の実態について調査を行い、その結果を公表した。同調査からの主な発見事項等は以下のとおり。

¹ 例えば、英国 FCA は、2022 年 1 月に公表したリサーチ・ペーパー「申告するか否か：自己申告のプロセスにおける意思決定のポイント（To certify or not to certify: decision points in the self-certification process）」において、テキストの入力が必要な欄の設置や証拠（evidence declarations）の提示の要求などをポジティブな摩擦の例として挙げている。

背景	• ASICは2018年、生命保険商品の直接販売の実務のレビューを行い、いくつかの懸念を表明した。 • 銀行、年金基金（superannuation）および金融サービス業界のミスコンダクトにかかる王立委員会は、2019年2月に公表した最終報告書において、保険会社による商品の直接販売についていくつかの提言を行った。 • ASICは、その後、2018年のレビューのフォローアップとして、2021年7月から2024年6月にかけて、いくつかの生命保険および生命保険商品の販売者の文書や方針のレビューを実施した。
2018年からの主な進展と課題	• 主な進展 - 例えば、死亡保障の解約・失効率は14.1%から12.1%になるなど、直接販売商品の解約・失効率は低下している。 - 保険契約を直接販売ルートで購入した顧客は、その保険金の支払い請求の取下げをほとんど行っていない。 - いくつかの保険会社は、営業職員の報酬を、単に販売量だけではなく、コンプライアンスや顧客の満足度と結びつけるようになっている。 - 複数の保険会社は、AIを用いた音声分析などのツールを利用することで、すべての営業電話の品質保証を行っている。 • 引き続き残っている課題 - 直接販売の保険契約にかかる保険金の支払い請求にかかる紛争（特に、ファイナンシャル・アドバイザーを通じて販売された保険契約にかかるもの）が、大きく増えている。
さらなる取組みが期待される領域	• 商品設計 - 商品がターゲットとする市場の消費者の利益に沿った形で設計され、販売されることを確保するため、例えば、商品のローンチ前に、実際の顧客を対象としてその商品をテストする、あるいは、コンプライアンス部門、支払い部門、苦情処理部門からのインプットを商品の開発と設計に活かす、などの取組みが行われている。 - 他方で、商品の設計フェーズにおいて、顧客からのフィードバックを限定的にしか勘案していない、商品の課題をモニターするための十分な体制を整備していない、第1線の職員が問題を報告するプロセスが存在しない、商品部門が、内部のレビューにおいて特定された問題に速やかに対応するための権限やリソースを有していない、といった実態が認められる。 • 販売と報酬 - いくつかの保険会社は、一定程度、コンプライアンスの観点からKPIとしているものの、営業職員のノルマ（expected sales metrics）と販売量とを比較しており、そのことは、プレッシャーの増加や顧客本位でない販売を誘発し得る。 - その他、営業の電話の内容をごく一部しかモニターしていない、成約件数のみをベースとし

	た報酬制度を有している、などの事例も認められる。 - 保持（retention）と解約 - 営業の電話と比べると、ほとんどの保険会社は、契約の保持のための電話について品質保証のチェックを行っていない。 - いくつかの保険会社は、複雑な解約のプロセスを設けており、顧客に過度な作業を強いるものとなっている。 - 苦情対応 - いくつかの保険会社について、苦情の内容を内部で連携していない、苦情の傾向や真因を分析するための十分な基準を設けていない、再発防止策の実効性の評価を極めて限定的にしか行っていない、などの実態が認められる。 - 最新の技術にかかるガバナンス - AI等の技術の利用について、適切な管理の枠組みを設けることなく安易にソリューションを導入している事例が認められる。
--	---

インプリケーション：商品設計や営業職員の報酬等、本調査結果において「さらなる取組みが期待される領域」として指摘されている点は、いずれも、日本の保険会社（や保険代理店）のコンダクトにも関連するものであると言い得る。報酬制度の設計や販売プロセスのモニタリングなど、日本の保険会社にとっても学ぶところは多いものと考えられ、本調査結果に限らず、コンダクトの領域における好事例や好取組がグローバルで広く共有されることが期待される。

（参考）ASIC ‘ASIC urges life insurers to spearhead improvements to direct sales practices’

H: 豪 APRA、2025 年の監督上の優先課題を公表（8 月 21 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、監督上の優先課題等を示した2025～2026年のコーポレート・プランを公表した。同プランでは、①財務およびオペレーションのレジリエンスの維持、②重要なリスクやエマージングなリスクへの対応、③金融安定と競争力のバランスの確保、④APRAの組織の実効性の改善、の4つを戦略目標として掲げている。①から③の各戦略目標の概要は以下のとおり。

財務およびオペレーションのレジリエンスの維持	- 財務のレジリエンス - 政策：銀行の資本基準（AT1）の改正の最終化および流動性基準の改正案の公表 - 監督：再建および退出計画にかかる健全性基準（CPS 190）の実施状況のモニタリングと14の金融機関の破綻処理計画の策定およびアップデート - オペレーショナル・レジリエンス - 政策：ガバナンス基準の改正 - 監督：オペレーショナル・レジリエンスにかかる健全性基準（CPS 230）の実施状況の評価
重要なリスクやエマージング	金融システムのリスク

なリスクへの対応	- 監督：銀行および年金基金のストレス・テストの結果の公表、各セクターの地政学リスクへの対応方針の検討と作業計画の策定、ならびに、信用リスク管理にかかる健全性基準（APS 220）に基づく銀行セクターにおけるマクロプルデンシャル・ツールの実施状況の検証 • サイバー・レジリエンス - 監督：金融機関のサイバー・レジリエンスの強化、サイバー・インシデントに対する政府と業界の対応の高度化、サイバー・リスクに対する金融システムの脆弱性の評価、AIの利用にかかるエマージング・リスクの評価 • 年金基金（superannuation）の加入者のベネフィットの向上 - 監督：年金基金の支出の状況の監督の強化、プラットフォームを通じて提供される商品にかかるガバナンスや投資の監視にかかるレビュー • 気候リスク - 監督：損害保険会社を対象とする気候脆弱性評価の結果の公表
金融安定と競争力のバランスの確保	• 政策 - 金融機関の監督の枠組みにおけるさらなるプロポーショナリティ原則の導入、銀行の免許制度の簡素化、銀行の資本規制における内部モデルの承認プロセスの簡素化、コスト効率的な再保険へのアクセスの促進（年金商品を提供する生命保険会社による再保険の利用に対する資本賦課の引下げ） • 監督 - 銀行の最低資本要件に対する調整にかかる監督上の期待の明確化

インプリケーション：サイバーセキュリティを含むオペレーショナル・レジリエンスの確保は、APRAにとって優先課題の一つであると考えられる。同国に拠点を有している日本の金融機関には、例えば、監督基準CPS230の遵守を確保することが重要となる。なお、「コスト効率的な再保険へのアクセスの促進」として、生命保険会社による再保険会社の利用を促す施策に言及していることは、グローバルの最近のトレンドを勘案すると、注目に値するものであると考えられる。

（参考）APRA ‘APRA publishes 2025-26 Corporate Plan’

I: 米 NAIC、資産集約型再保険の資産十分性分析にかかるガイドラインを採択（8月21日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、その夏季大会において、資産集約型再保険について資産十分性分析（asset adequacy analysis）の実施を求めるガイドライン（Actuarial Guideline LV）を採択した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

背景	• NAICの責任準備金評価マニュアル（Valuation Manual：VM）VM-30は、アクチュアリーの見解とそれを裏付けるアクチュアリーの見解の要件（資産十分性の分析のための要件を含む。）を含むものである。 • 州の保険監督当局は、資産運用からの収益に大きく依存している長期の保険事業にかかる
-----------	---

	責任準備金の額とその裏付けとなる資産の種類にかかる理解を深める必要性を認識している。特に、国内の生命保険会社が、責任準備金の額を大きく引き下げ、それによって、責任準備金の解放を可能にし、保険契約者の利益を侵害するような再保険取引を行うリスクがある。 本ガイドラインの目的は、生命保険会社に対して、出再された再保険を資産集約型のビジネスの重要な構成要素として評価するキャッシュフロー・テストの手法を用いる形で資産十分性分析を行うことを求めることによって、責任準備金の十分性の要件を高めること。本ガイドラインは、責任準備金の裏付けとなる資産が適度にネガティブな状況下（moderately adverse conditions）において引き続き十分であることを確保するため、国内の出再保険会社に対して追加的なセーフガードを設けるものである。
適用範囲	本ガイドラインは、資産集約型再保険取引を大規模に（※）行っているすべての生命保険会社に適用される。（※例えば、「VM-30に規定する覚書を州当局に提出することが求められないエンティティに対して出再されている資産集約型再保険取引（2016年1月以降のもの）で、そのカウンターパーティについて、出再控除（reserve credit）もしくは修正共同保険式再保険の責任準備金の額が50億米ドル超であること等の一定の規模の要件を満たすもの。」等の要件を満たすもの。）
定義	資産集約型の再保険取引とは、生命保険商品について、重要な、固有の（inherent）投資リスクを移転する共同の取決めを言う。
分析と文書化の粒度感	- 一般的に、リスクが高い場合には、出再後の責任準備金（※出再保険会社が積み立てている責任準備金と受再会社が積み立てている準備金（財務諸表に計上することができない資産（non-admitted assets）や信用状等の「除外資産」によって裏付けられている準備金の額を除く。）の合計額。）についてキャッシュフロー・テストを行うことが最も適当である。 - 本ガイドラインは、責任準備金の積み増しについては規定していない。他方で、保険計理人（appointed actuary）がそのような決定を行うことができるほか、州当局は、必要に応じて、責任準備金の積み増しを求めることができる権限を引き続き有している。 - 州当局の長官は、必要であると認められる場合、個々の協約（treaty）やカウンターパーティについてキャッシュフロー・テストを実施することを求める意見を述べる。 - リスクが低い場合など、一定の要件を満たす場合には、出再保険会社の監督当局は、キャッシュフロー・テストの実施を免除することができる。
キャッシュフロー・テストの概要	- 予測、主要な前提条件、および、結果は、それぞれ文書化されなければならない。 - 金利シナリオにかかる予測を実施し、また、リスクの分析の手法にかかる説明を文書化しなければならない。 - 前提条件にかかるマージンの説明は、適切な感応度テストの結果とともに提出されなければならない。 （資産の非流動性リスクなど）重要なリスクの取扱いは、モデル化され、説明されなければならない。

	- あるブロックが不足ブロック（Deficient Block。キャッシュフロー・テストの結果、資産と負債の差額であるサープラス・バリューの現在価値が負となるブロックを言う。）であるか十分なブロック（Sufficient Block）であるかを決定するに際し、キャッシュフロー・テストは、カウンターパーティごと、かつ、重要な商品ラインごと（2026年以降）に行われなければならない。 「不足ブロック」と「十分なブロック」との合算は、同一のカウンターパーティについてのみ認められる。
--	---

インプリケーション：資産集約型再保険の利用が高まる中、出再保険会社に資産十分性分析の実施とその結果の開示を求める本ガイドラインは、他の国・地域における規制・監督に対して何らかのインプリケーションを提供し得るものであると考えられる。他方で、分析の結果として判明した責任準備金の不足額への対応など、実務面での課題はいくつか存在するものと思料される。また、資産集約型の再保険については、例えば、保険監督者国際機構（IAIS）の論文書（案）「生命保険セクターの構造的な変化」²等においてその潜在的なリスクが指摘されている³。日本においても、米国の資産十分性分析のような規制の導入について検討が進むことが期待される。

（参考）NAIC ‘NAIC Adopts Key Initiatives to Help Ensure Payment of Claims’

J: 馬 BNM、アジャスターにかかる監督基準を公表（8 月 29 日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、「アジャスターの登録の手順と専門性の要件」にかかる監督基準を公表した。同基準の主な内容は以下のとおり。

適格性の要件	登録を受けたアジャスター（保険金の支払い請求にかかる損害の原因や状況の調査を行い、また、その額を確認するアジャスター業務を行う者を言う。）は、その株主および取締役等の主要な責任者（key responsible persons：KRP）が過去に関係する法令に違反していないこと等の適格性（fit and proper）要件を満たしていることを確保しなければならない。
取締役会等の役割	- 登録を受けたアジャスターの取締役会は、登録を受けたアジャスターの内部のガバナンスや統制の枠組みの整備および実施状況を監督し、それらの適切性や実効性を定期的に検証し、また、個々人のアジャスターの間における健全な企業文化を促進しなければならない。 - 上級経営陣は、アジャスター業務にかかる実効的で網羅的な内部の方針や手順が整備され、実践されていること、アジャスター業務を管理し、モニターするための適切な統制が整備されていること、個々人のアジャスターの独立性や職業上の誠実性に影響を与え得る利益相反が生じるような状況を回避するための強固な方針、手順および統制が整備されていること、等を確保しなければならない。
ビジネス・コンダクトの要件	登録を受けたアジャスターは、その雇用する個々人のアジャスターがフルタイムで雇用されていること、独立的かつ客観的にアジャスター業務を行っていること、保険金の支払い請求の処理において利益相反を生じさせることとなるような状況を回避していること、等を確保しなければならない。

² 当該論文書（案）の概要については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 57, 2025 年 3 月～4 月）」記事 F を参照。

<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2025/regulatory-developments-in-the-global-insurance-sector-vol57.pdf>

³ デロイトトーマツ「PE ファンドの生命保険ビジネスへの参入とその潜在的なリスク：再保険取引の規制・監督の強化の必要性」を参照。

<https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/insurance/perspectives/pe-funds-entry-into-the-life-insurance-business-and-potential-risks.html>

	ない。 - 登録を受けたアジャスターは、割り当てられたアジャスター業務が、その雇用するアジャスターのみによって完全に実施されていること、アジャスター業務の割当が、個々のアジャスターのスキル、資格、経験に沿った形で行われていることを確保しなければならない。 - 登録を受けたアジャスターは、新人のアジャスターが熟練したアジャスターによって少なくとも1年間はOJTを受けるための仕組みを構築しなければならない。 - 登録を受けたアジャスターは、アジャスター業務の報告書が、事実、前提条件、手法、情報源等の重要な情報を明確に記述していることを確保しなければならない。それらの報告書が経験5年未満のアジャスターによって作成された場合、熟練のアジャスターによってサインオフされなければならない。 - 登録を受けたアジャスターは、実施したアジャスター業務にかかる適切な記録や補足文書が少なくとも7年間保管されることを確保しなければならない。
通知	登録を受けたアジャスターは、最低払込資本を変更した場合、取締役や株主に変更が生じた場合等には、7営業日以内にBNMに通知しなければならない。

インプリケーション：2024年1月に金融庁が発出した業務改善命令では、保険会社として損害調査の専門職である技術アジャスターの関与を省略する簡易な調査を運用していたこと、また、一部の部支店では、アジャスターの関与を無くし、専門資格を有しないアソシエイト職の社員がすべての損害調査プロセスで確認を行うような体制となっていたこと等が不適切な保険金請求の要因として指摘されている。損害調査の独立性と実効性を確保することによって、保険業界の健全性も改善されることとなるという意味で、本監督基準は業界全体にとって有意義なものであると料される。

（参考）BNM ‘Policy Document on Registration Procedures and Requirements on Professionalism of Adjusters’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト・トーマツリスクアドバイザー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301